

- 建設工事の適正な施工を確保し、建設業界全体の健全な発達の促進や、担い手の確保・育成のためには、工事に携わる建設業者が適正な請負契約を締結するなど、適正な取引を徹底しなければなりません。元請負人と下請負人が、法律などのルールを理解したうえで遵守し、適正な取引を心がける必要があります。
- 今般、建設業取引を適正に行うために注意しなければならない点などについて説明した動画を作成し、国土交通省のYouTubeチャンネル「MLIT channel」に掲載することとしました。

みんなで守る！建設業の適正取引～建設企業のための適正取引ハンドブック（第3版）～

MLIT channel : <https://youtu.be/rsq2aKnMBFE>



この動画は、建設業法違反となる行為や、目指すべき取引のあり方などをまとめた「建設企業のための適正取引ハンドブック」を基に、建設工事の請負契約における適正な取引について説明します。

また、より理解を深めるため、「建設業法令遵守ガイドライン」も併せてご覧ください。

(参考資料)

- 建設企業のための適正取引ハンドブック（第3版）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001585799.pdf>

- 建設業法令遵守ガイドライン（第8版）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001493865.pdf>



建設業法令遵守に関する説明をいつでも閲覧できますので、法令遵守の講習会や社内研修などでお役立てください！